

## 株式会社テレビ津山 セットトップボックスレンタルサービス契約約款

株式会社テレビ津山（以下「TVT」といいます）とTVTの行う放送サービスを利用するためにセットトップボックス（以下「STB」といいます）のレンタルサービスを利用するもの（以下「利用者」といいます）との間に締結される契約（以下「STBレンタル契約」といいます）は、次の条項によるものとします。

（STBレンタル料金）

### 第1条

利用者は、本サービスを受け始めた日の属する月から、この契約の解約を申し出た日の属する月まで、STB1台ごとに別途料金表に掲げるレンタル料をTVTに支払うものとします。

2. TVTはレンタル料を改定する場合は、1ヵ月前までに利用者に通知するものとします。

（レンタル料の支払方法等）

### 第2条

レンタル料の支払等に関しては、テレビ約款第6条乃至第8条を準用するものとします。

（最低利用期間）

### 第3条

レンタルサービスの最低利用期間は6ヶ月とします。但し、別途料金表で定める一部のサービスについては適用されないものとします。

（STBレンタル契約の解約）

### 第4条

利用者がSTBレンタル契約を解約する場合は、TVTが指定する書面にてTVTに申し出を行い、STBを返還するものとします。なお、デジタルベーシックについてはSTBレンタルのみを解約することは出来ません。

2. STBレンタル解約は、前項のSTBの返還があった日とします。

3. STBの返還についてはTVTが引き取りに訪問する場合は別表に掲げる手数料を利用者はTVTに支払うものとします。

4. STBおよび付属品について万一、紛失・破損およびご返却いただけない場合は、別に定める機器損害金を申し受けます。

(STB レンタル料の精算)

第 5 条

STB レンタル契約が解約となった場合、料金は次の通り精算します。

- (1) 最低利用期間を経過する前に解約となった場合には、最低利用期間の最終月までの料金を支払うものとし、日割計算による精算はいたしません。
- (2) 最低利用期間を経過した後に解約となった場合は、解約日の属する月の利用料まで支払うものとし、日割計算による精算はいたしません。

(利用者の義務違反による停止)

第 6 条

TVT が利用者にこの STB レンタル契約に違反する行為があったと認める場合は、催告の上、サービスの提供を停止し、解約の処置を講ずることができるものとします。

2. 利用者が前項により解約となった場合は、利用者は直ちにこの STB レンタル契約による全ての権利を失うものとし、利用者は速やかに STB を TVT に返却するものとします。

(契約の変更)

第 7 条

TVT は、利用者の同意を得ることなくこの約款を変更することができるものとします。この約款が変更された場合は、当該変更後の約款が利用者に適用されるものとし、本件サービス提供条件等は、当該変更後の約款によるものとします。

2. この約款の変更に当たっては、TVT は、利用者に対して、その変更内容を電子メールによる送信、TVT ホームページにおける公表その他 T V T が適当であると判断する方法により利用者に事前に通知します。

付 則

1. この STB レンタル約款は、平成 3 0 年 7 月 1 日から施行します。

以 上